

## 第 22 回個人線量モニタリング指針検討会議事録

1. 開催日時：2020 年 9 月 1 日（火）13 時 30 分～15 時 15 分

2. 開催場所：Web 会議＋日本電気協会 D 会議室

3. 出席者：(順不同、敬称略)

出席委員：藤井主査(日本原子力発電)、高田副主査(日本原子力研究開発機構)、石谷(北海道電力)、

小形(日本原子力発電)、小幡(日立製作所)、夏目(東京電力 HD)、沼端(日本原燃)、濱口(北陸電力)、南(中国電力)、山田(電源開発) (計 10 名)

代理出席者：江崎(千代田テクノ)、大口委員代理)、大柿(東芝エネルギーシステムズ、小野寺委員代理)、工藤(東北電力、渡部委員代理)、黒澤(産業技術総合研究所、斎藤委員代理)\*1、

井門(四国電力、眞田委員代理)、城古(関西電力、中村委員代理)、東(九州電力、辻委員代理)、当波(放射線計測協会、本多委員代理)、南川(中部電力、望月委員代理) (計 9 名)

常時参加者：村松(原子力安全推進協会)

(計 1 名)

説明者：大浦(日本原子力発電)\*2、大鹿(四国電力)\*2 (計 2 名)

欠席委員：石倉(富士電機)、大井(日本原子力研究開発機構) (計 2 名)

事務局：原、岸本、境、田邊(日本電気協会) (計 4 名)

\*1：14 時 30 分より参加。\*2：放射線管理分科会委員

4. 配布資料

資料 22-1 第 21 回個人線量モニタリング指針検討会議事録(案)

資料 22-2 原子力規格委員会 放射線管理分科会 個人線量モニタリング指針検討会

資料 22-3 個人線量モニタリング指針改定の主なポイント

資料 22-4 個人線量モニタリング指針 JEAG4610-2015(改定案のたたき台)

参考資料-1 規定改制定の発刊までの流れ(例)

参考資料-2 原子力規格委員会 規約

参考資料-3 個人線量モニタリング指針検討会 主査の選任に関する書面投票の結果について(2018 年 4 月 3 日)

5. 議事

事務局より、本会にて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律および諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後、議事が進められた。

(1) 会議定足数の確認、代理出席者の承認、配布資料の確認

事務局から、2018 年 4 月 3 日の書面投票(参考資料-3)にて伊藤委員が主査に選出された。しかし

ながら、その後、伊藤委員が退任されたため、本検討会は主査不在になった。このため、主査不在になり、副主査が主査を代行し会議を開始することとなった。

事務局より、代理出席者9名の紹介があり、副主査により承認された。参加者確認の結果、代理出席者を含め委員総数は18名の出席であり、検討会決議に必要な条件（委員総数(21名)の3分の2以上の出席）を満たしていることが確認された。また、配布資料について確認を行った。

## (2) 前回議事録の確認

事務局より、資料22-1に基づき、前回議事録の紹介があり、最終版とすることで承認された。

## (3) 検討会委員の変更

事務局から資料22-2に基づき、下記検討会委員の変更について紹介があり、委員候補については次回放射線管理分科会で承認される予定である。

- |                        |                |
|------------------------|----------------|
| ・ 大口 委員（千代田テックル）       | → 江崎 新委員候補（同左） |
| ・ 小野寺 委員（東芝エネルギーシステムズ） | → 大柿 新委員候補（同左） |
| ・ 渡部 委員（東北電力）          | → 工藤 新委員候補（同左） |
| ・ 斎藤 委員（産業技術総合研究所）     | → 黒澤 新委員候補（同左） |
| ・ 眞田 委員（四国電力）          | → 井門 新委員候補（同左） |
| ・ 中村 委員（関西電力）          | → 城古 新委員候補（同左） |
| ・ 辻 委員（九州電力）           | → 東 新委員候補（同左）  |
| ・ 本多 委員（放射線計測協会）       | → 当波 新委員候補（同左） |
| ・ 望月 委員（中部電力）          | → 南川 新委員候補（同左） |

また、大川委員（日本原子力研究開発機構）は退職され、後任の連絡がないことから、退任扱いとなる。

## (4) 主査選任

事務局より、主査が退任されたとの話があり、今回検討会で主査の選任をした。藤井委員を主査として推薦との発言があった。藤井委員の主査選任について、挙手の代替として Web 機能を使い決議した結果、検討会委員全員一致で藤井委員が主査に選任された。また、藤井主査が高田委員を副主査に指名した。

## (5) JEAG4610 の改定に向けた検討について

### 1) 個人線量モニタリング指針 JEAG4610 改定の主なポイント

代理出席者より、資料22-3及び資料22-4に基づき、JEAG4610 個人線量モニタリング指針改定の主なポイント及び規格改定部分について説明があった。

主な説明は以下のとおり。

- ・ JEAG4610 の改定としては、①眼の水晶体の線量限度等の変更に伴う改定、②関連法規等の見直しがある。
- ・ JEAG4610-2015 の規格で改定部分の確認を実施した結果、上記改定に加えて、表現の適切化も合

わせて実施することとなった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

・資料 22-4 の 4.1.5 個人線量計の校正方法は、受動形線量計も能動形線量計も同じなのか。

→校正できるが、一般的には実用校正と言うのは、能動形線量計で校正されているので、校正用ファントムを使用して行う。一方、受動形線量計については、個々の線量計については行われておらず、ロット毎の補正係数の使用やリーダーを校正しているのが一般的である。

・関連法令の所に RI 法の施行規則を入れた方が良いと考える。

→そのようにしたいと考える。

・資料 22-4 の 2 頁の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」のカンマは、「,」が正しいのか。

→原子力規格委員会の手引きではカンマは「,」を使用することになっているが、引用する法令の名前については実際の名称で使用しているものを使用する。

## 2) 規定改制定の発刊までのスケジュールについて

事務局及び代理出席者より、参考資料-1 及び資料 22-3 に基づき、規定改制定の発刊までのスケジュールについて説明があった。

主な説明は以下のとおり。

・規格改制定の発刊までの一般的な流れとしては、検討会で原案を作成し、その後中間報告を分科会に上程し、その後原子力規格委員会に上程後、分科会で書面投票に移り、結果を反映した規格案を原子力規格委員会に上程し、書面投票し、可決後に公衆審査を受け発刊となる。期間としては 1 年から 2 年を要する。原子力規格委員会は 3 か月に一度開催されるので、このタイミングに合わせて、改定作業を進めることになる。

・規格改定までの各段階で繰り返し誤記チェックが必要となる。

・原子力規格委員会に上程するには、手引きに示すように、概要説明資料、規格本体、新旧比較表、コメント対比表、最新知見の反映チェックの資料が必要となる。

・JEAG4610 の検討会としては今後 3 ヶ月に 2 回実施する方向とし、10 月に分科会に報告、3 月に分科会及び規格委員会に中間報告、その後 1 ヶ月の意見募集を実施し、9 月に規格委員会の審議を受け、その後書面投票、公衆審査をへて 2022 年の第 1 四半期に制定の予定としている。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

・眼の水晶体線量限度に係る法令改正が来年 4 月であり、JEAG4610 の改定が 1 年遅れることになるが、電力会社の運用上問題ないのか。

→線量モニタリングで JEAG を完全なよりどころにしていることは、エンドースもされていないので、心配されている所は無いと考えるが、法令改正がされて 1 年も JEAG の改定が遅れるのは、姿勢として問われる可能性がある。先ほどの改定スケジュール案の 2022 年 4 月制定と言うところを、参考資料 1 に照らし合わせると、分科会を 11 月に実施し、規格委員会への中間報告を 12

月に実施し、その後3ヶ月で審議に入ると2011年3月になる。書面投票で1ヶ月、公衆審査で2ヶ月を要しているため、6月に制定できるのかと考える。今から皆さんの意見を伺い、資料22-4をみると大筋のたたき台は出来ているようなので、制定までを最短で持っていけないかと考える。JEAGで弱いと言われている内部被ばくの部分もあり、それも見据えて、眼の水晶体線量限度等に関する部分は早めに進めて、内部被ばくの部分には腰を据えて検討するという二段階の方向で活動してはと考える。特に意見が無いようなので分科会11月、規格委員会12月という方向で進めたい。

→資料22-3のスケジュール案を改定した形で各委員に確認と言う事としたい。

・2021年4月に法令改正が行われると言う事だが、その前に規格の中間報告を行う、意見募集を行うと言う事は、法令改正が見込まれているのでそれを見込んで先行してやるという考えか。

→法令改正の公布はされていて、今は施工待ちの状態なので法令の改正の内容については周知の内容となっている。

・JEAGはあくまでも指針なので、法律の要約を書くとかではなく、法律の分かりづらい部分を説明するものなので、本来であれば新規基準、事業者の意見等も議論して指針を作るべきだと考えるので、そんなに急ぐ必要も無いと考える。スケジュールについて最短で実施するものと、じっくり議論して改定する2案を分科会に示して判断を仰ぐこともありと考える。

・放射線管理分科会は何時頃開催されるのか。

→事務局だが、まだ日程は決まっていないが、今から決めるとすると、10月中旬から下旬になる。

・そこまで何もしていないのは時間の無駄になるため、まずは眼の水晶体線量限度等に関する部分を優先的に進める方向とし、分科会に諮った上でご意見を伺い、それ以外も追加して考慮するのか否かを確認する。

→その方向で進めれば良い。

・最短のスケジュールで進め、次に開催される分科会にかけることとする。したがって、原案については、9月下旬までに作成したい。作業の進め方としては、資料22-4の目次において、1.序論、2.関連法規等については、ワーキング全員で各自確認し、その他の部分については3班に分けて作業を進める。

・内部被ばく部分は今回触れないで確認すると言う事で良いか。

→今回は来年4月に施工される法令を対象とする。その他、気になる点があれば検討しても良い。今回、内部被ばくは除外するが、分科会上げた時に検討が必要となった時には追加で行う。

・作業の進め方としては、資料22-4をたたき台として、各班で分担個所の検討を行い、9月28日の週に検討会を実施し、改定内容を確認する。

・目次の3.管理方法については、資料22-2の名簿番号1から7の委員が担当し、班長を藤井主査が担当する。目次の4.測定法については、資料22-2の名簿番号8から15の委員が担当し、班長を夏目委員にお願いする。目次の5.評価及び6.記録については、資料22-2の名簿番号16から22の委員及び常時参加者が担当し、班長を南委員にお願いする。

・3班に分かれたが、たたき台を作成した江崎委員は各班から要望があれば、作業会に参加する。

・JEAG4610を改定するにあたり、原子力規格委員会 規格作成の手引き 2019年5月28日を見ながら改定していくと思うが、手引きで引用しているJIS Z8301が2019年7月22日に改定されて

いるので，改定された JIS Z8301 も参考に改定した方が良いのか。

→事務局だが，手引きに関しては現在見直し中である。

- ・現状は今ある手引きに従って改定した方が良い。分科会，規格委員会の各段階で規格内容の確認を行うので，その時に手引きが改定されれば，それを確認すればよい。

(6) その他

次回検討会 10月1日

検討項目 JEAG4610 改定案について。

以 上